

NEWS RELEASE

報道関係者各位

令和 6 年 3 月 28 日

株式会社 KiteRa

4 月の働き方改革関連法の時間外労働上限規制で『36 協定届』が新様式に

社内規程管理クラウド KiteRa、新様式での届出手続きが可能に

～労務や規程管理業務を効率化し適切な制度運用を支援、健全な労働環境の実現へ～

社内規程管理クラウドの企業向けサービス「KiteRa Biz（キテラビズ）」と、社労士向けサービス「KiteRa Pro（キテラプロ）」を展開する株式会社 KiteRa（代表取締役 CEO：植松隆史、本社：東京都港区、読み：キテラ、以下「当社」）は、この度、「KiteRa」両サービスにおいて『時間外労働・休日労働に関する協定届』（以下 36 協定届）』の新様式に対応したことをお知らせします。

これにより、2024 年 4 月以降も引き続き 36 協定届の作成から申請までを「KiteRa」上で完結することができます。

■リリース背景

2019 年 4 月に働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限規制が設けられました。これにより、1 日 8 時間・1 週 40 時間以内とする法定労働時間を超えて労働者に時間外労働（残業）をさせる場合には、使用者と労働者間による労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36 協定）の締結と、管轄内の労働基準監督署へ 36 協定届の提出が義務化されました。

一方で、物流業・建設業・医師など一部の業種ではこの上限規制が免除されていましたが、2024 年 4 月より他の業種と同様に上限規制が適用されます。これに伴い、36 協定の届出様式も全ての業種で新様式に変更されます。今後は、36 協定の始期が 2024 年 4 月 1 日以降のものはすべて新様式で 36 協定届を提出する必要があり、現行の様式で提出されたものは受理されません。

当社はこれまで「KiteRa」両サービスで、36 協定届の作成から申請までを行える機能を提供してきました。電子申請にも対応しクラウド上で完結することが可能なため、36 協定届の作成や申請業務が効率化できると好評で多くの企業に活用されています。2024 年 4 月以降も引き続き本機能を提供するため、新様式への対応を行いました。

また、運送業においては、36 協定届の他に労使協定書の提出が必要となりますが、「KiteRa」ではトラック・バス・タクシー業における労使協定書の書式も提供しているため、さらなる業務効率化が可能となります。

■ 36 協定届の作成と電子申請機能概要

「KiteRa」両サービスで、以下の 36 協定届の作成や申請に関する業務を行うことができます。

- ① 36 協定届の作成から電子申請、公文書（控え）の管理まですべて KiteRa 上で完結
- ② 36 協定届作成時、重複した項目の入力を省略できるなど省力化が追求されており、実務者目線での入力作業を大幅に効率化
- ③ 年度での版管理ができ、2 回目以降は有効期間や労働者数等、変更部分のみ入力することで作成ができるため、業務効率が大幅アップ

▲ 協定届の作成から電子申請まで KiteRa 上で完結（イメージ画像）

▲ 年度ごとに版管理を行うことで業務の効率化を実現

■ 企業向け規程マネジメントシステム「KiteRa Biz」について

「KiteRa Biz」は社内規程の作成、編集、管理および行政への申請プロセスをクラウド上で完結できる社内規程マネジメントシステムです。法改正への速やかな対応やグループ企業間の運用状況を一元管理することで企業のガバナンスやリスクマネジメントを向上させます。

サービス名：KiteRa Biz（キテラビズ）

URL：<https://kitera-cloud.jp/biz/>

提供開始：2022年7月

■ 社労士向け規程業務効率化サービス「KiteRa Pro」について

「KiteRa Pro」は社労士の「規程業務を圧倒的に効率化」する社労士向け SaaS です。就業規則を初めとする社内規程に関する規程作成・改定業務から届け出まで一連の業務をクラウドで行うことができ、従来文書作成ソフトなどを用いて実施してきた業務プロセスを変革し効率化を実現します。2024年3月時点で全国2000以上の社会保険労務士事務所に導入されています。

サービス名：KiteRa Pro（キテラプロ）

URL：<https://kitera-cloud.jp/pro/>

提供開始：2019年4月

■ 株式会社 KiteRa について

「安心して働ける世界をつくる」をミッションに掲げ、安心して働くためのルール（仕組み）である社内規程を Technology の力で簡単に正しく運用できる社内規程作成クラウドサービス、企業向けの「KiteRa Biz」と、社労士向けの「KiteRa Pro」を展開しています。今後も社内規程を通じて誰もが安心して働くことのできる世界の実現を目指します。

名称：株式会社 KiteRa

所在地：東京都港区北青山 1-2-3 青山ビル 7 階

代表者：代表取締役 CEO 植松隆史

設立：2019年4月1日

事業内容：社内規程クラウド「KiteRa」の企画・開発・運営

URL：<https://kitera-cloud.jp/>

主要サービス：

社労士向け SaaS「KiteRa Pro」 <https://kitera-cloud.jp/pro/>

企業向け SaaS「KiteRa Biz」 <https://kitera-cloud.jp/biz/>

■ 報道関係からのお問い合わせ先

株式会社 KiteRa

広報：坂上

携帯：080-4413-8095

E-mail：pr@kitera.co.jp